

2006年10月2日

内閣府国民生活局消費者企画課  
消費者団体訴訟制度準備室 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 長尾治助  
(立命館大学名誉教授・弁護士)

【連絡先】

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地  
ヒロセビル5F

電話 075-211-5920

FAX 075-251-1003

担当 理事・事務局長 長野浩三 (弁護士)

## 改正消費者契約法（消費者団体訴訟制度）40条の「内閣府令」の内容に関する意見書

### 第1 意見の趣旨

改正消費者契約法40条の「消費生活相談に関する情報で『内閣府令』で定めるもの」の内閣府令の内容については、PIO-NETに登録される情報に限らず、地方公共団体が有する消費生活相談に関するより詳細な情報（契約書の内容や不当勧誘行為の詳細など）を地方公共団体が適格消費者団体に提供できる内容にすべきである。少なくとも、各地方公共団体が適格消費者団体に提供するのが適当と判断する情報を情報提供できる内容にすべきである。

### 第2 意見の理由

- 1 消費者団体訴訟制度を担う上での具体的な情報入手の必要性  
適格消費者団体が差止請求を行うかどうかを検討するにあたり、消費者被害に関する具体的な情報（具体的な勧誘方法や契約書、パンフレット等）が必須であることはいうまでもない。
- 2 消費生活相談への情報の集中と適切な手段の欠如  
しかし、現在、消費者被害に関する情報の多くは、地方公共団体や国民生活センターの消費生活相談に寄せられることが多く、適格消費者団体が収集しうる情報は部分的なものに限られる。
- 3 地方公共団体からの具体的情報提供が不可欠なこと

このような現状の中で、適格消費者団体が適切に差止請求権の行使を行っていくには、pio-netに登録された情報のみならず、消費生活相談の中で収集される、上記の具体的情報が必要不可欠である。

#### 4 規定されるべき内閣府令の内容

このような現状からすれば、地方公共団体から適格消費者団体に提供できる消費生活相談情報について、内閣府令に規定すべき内容は、pio-net 情報に限られず、より具体的な勧誘方法や契約書・パンフレットの内容も含むべきである。

また、地方公共団体の判断で適格消費者団体へ情報提供するのが相当と判断するものについては、これが許されるべきであるから、各地方公共団体の判断で適格消費者団体に具体的情報を提供できる内容とすべきである。